

# 令和8年度第2回静岡市文化振興審議会

日時:令和8年8月6日(木) 15:30~17:30

会場:静岡役所静岡庁舎 本館 第1委員会室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

(1)第3期静岡市文化振興計画の骨子案について

(2)静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例 条例改正案について

### 3 報告

(1)文化に関する市民意識調査について

### 4 事務連絡

### 5 閉 会

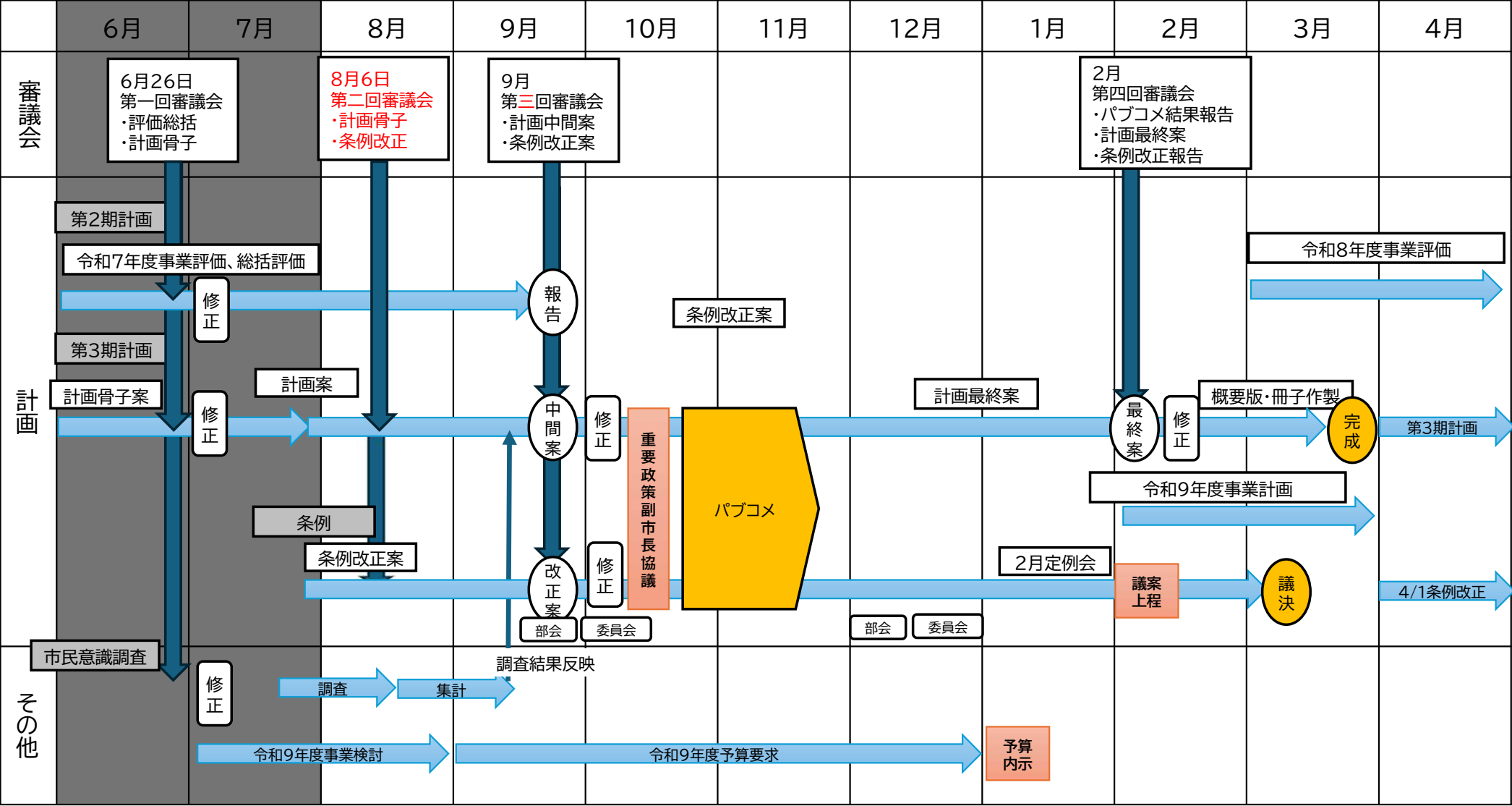
令和8年6月26日～令和10年6月25日

静岡市文化振興審議会 名簿（敬称略）

|              | 氏名                   | 役職等                                            |
|--------------|----------------------|------------------------------------------------|
| 会長           | ひらの まさひこ<br>平野 雅彦    | 元静岡大学 特任教授・客員教授                                |
| 副会長          | さ さ き まさゆき<br>佐々木 雅幸 | 静岡文化芸術大学 学長<br>大阪市立大学名誉教授<br>一般社団法人創造都市研究所代表理事 |
| 委員<br>(五十音順) | うんの としひこ<br>海野 俊彦    | 静岡市文化協会 会長                                     |
|              | えんどう じろう<br>遠藤 次朗    | 特定非営利活動法人<br>アートコネクトしずおか 理事                    |
|              | さかくち ひろあき<br>坂口 裕昭   | 観光文化・市民局 スポーツ政策監                               |
|              | たなか とよね<br>田中 豊稲     | (公財)静岡市文化振興財団 理事長                              |
|              | なるしま ようこ<br>成島 洋子    | (公財)静岡県舞台芸術センター 芸術局長                           |
|              | ひさの たかこ<br>久野 貴子     | 市民委員                                           |
|              | みやぎしま かいと<br>宮城嶋 開人  | 市民委員                                           |
|              | やまうち しんいち<br>山内 真一   | アオハル合同会社 代表社員                                  |

第3期文化振興計画策定スケジュール

2026. 08.06第2回文化振興審議会 資料2



※必要に応じ随時メール等で委員に意見聴取を行う

## 目次

2026.08.06第2回文化振興審議会 資料3

- ・第1章 文化を取り巻く現状
  - 1 社会環境の変化
  - 2 文化振興の遍歴
  - 3 文化を取り巻く状況
- ・第2章 第2期静岡市文化振興計画の成果と課題
  - 1 市民意識調査結果による成果
  - 2 各事業を通じた評価総括
  - 3 第3期策定に向けた課題
- ・第3章 計画の基本的な考え方
  - 1 第3期静岡市文化振興計画の策定にあたって
  - 2 基本理念
  - 3 文化で実現する3つの価値
  - 4 目指す姿
  - 5 計画による成果のイメージ
- ・第4章 基本計画と施策体系
  - 1 政策体系図
  - 2 基本方針
  - 3 施策の柱
- ・第5章 施策の展開
- ・第6章 重点プロジェクト
- ・第7章 成果指標
- ・第8章 推進体制

今回の審議の範囲  
※第3章2・3については前回計画から  
抜粋のため審議省略

### 1 第3期静岡市文化振興計画の策定にあたって

本市では、これまで第2期静岡市文化振興計画に基づき、市民が文化に親しみ、文化活動に参加できる環境づくりや、文化資源の保存・活用、文化を通じたまちの魅力向上などに取り組んできました。近年では、公共空間を活用した文化事業や参加・体験型事業の展開により、多くの市民が文化に触れる機会が創出されるなど、一定の成果が見られています。

一方で、本市を取り巻く社会環境は大きく変化しています。人口減少や少子高齢化の進行、若年層の流出、価値観やライフスタイルの多様化、デジタル技術の発展などにより、市民の文化との関わり方も変化しています。また、地域コミュニティの担い手不足や伝統文化の継承、文化活動を支える人材の確保などの課題も顕在化しています。

こうした状況を踏まえ、2026年（令和8年）4月に策定された第5次静岡市総合計画では、市民にもたらされる成果（アウトカム）を重視する「成果志向型」の考え方が示されました。行政だけでなく、市民、地域、企業、団体など多様な主体が連携しながら、目指す将来の姿の実現に向けて取り組むことが求められています。

文化は、人々に感動や生きがいをもたらし、心の豊かさを育むとともに、人と人とのつながりや地域への愛着を生み出します。また、観光、教育、福祉、まちづくり、産業振興など様々な分野と結びつくことで、新たな価値や魅力を創出し、地域の活力向上にもつながります。人口減少社会において、本市が持続的に発展していくためには、文化の力をまちづくりに生かしていくことが重要です。

このため、本市では、第5次静岡市総合計画との整合を図りながら、変化する社会環境や新たな課題に対応し、市民一人ひとりが文化を通じて自分らしく心豊かに暮らせるまちの実現を目指して、2027年度（令和9年度）から2035年度（令和17年度）までを計画期間とする「第3期静岡市文化振興計画」を策定します。

本計画では、文化活動への参加機会の充実や次世代の担い手育成、文化資源の保存・活用、多様な主体による共働・共創の推進を通じて、文化を市民生活や地域社会により一層根付かせるとともに、文化が生み出す価値をまちの魅力や活力の向上につなげていくことを目指します。

## 4 目指す姿

# 文化を通じて社会全体の共働・共創が広がり、 心豊かに暮らせるまち

文化芸術基本法では、「文化芸術は人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するもの」と位置付けられていることから、国民が地域にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境の整備を推進しています。

これをもとに、本市では「静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例」において、**市民の自主性及び創造性の尊重、誰もが文化活動を行うことができる環境づくり、本市固有の文化の継承・活用、人材の育成、多様な主体による連携・協働**などを文化振興の基本理念として定めています。

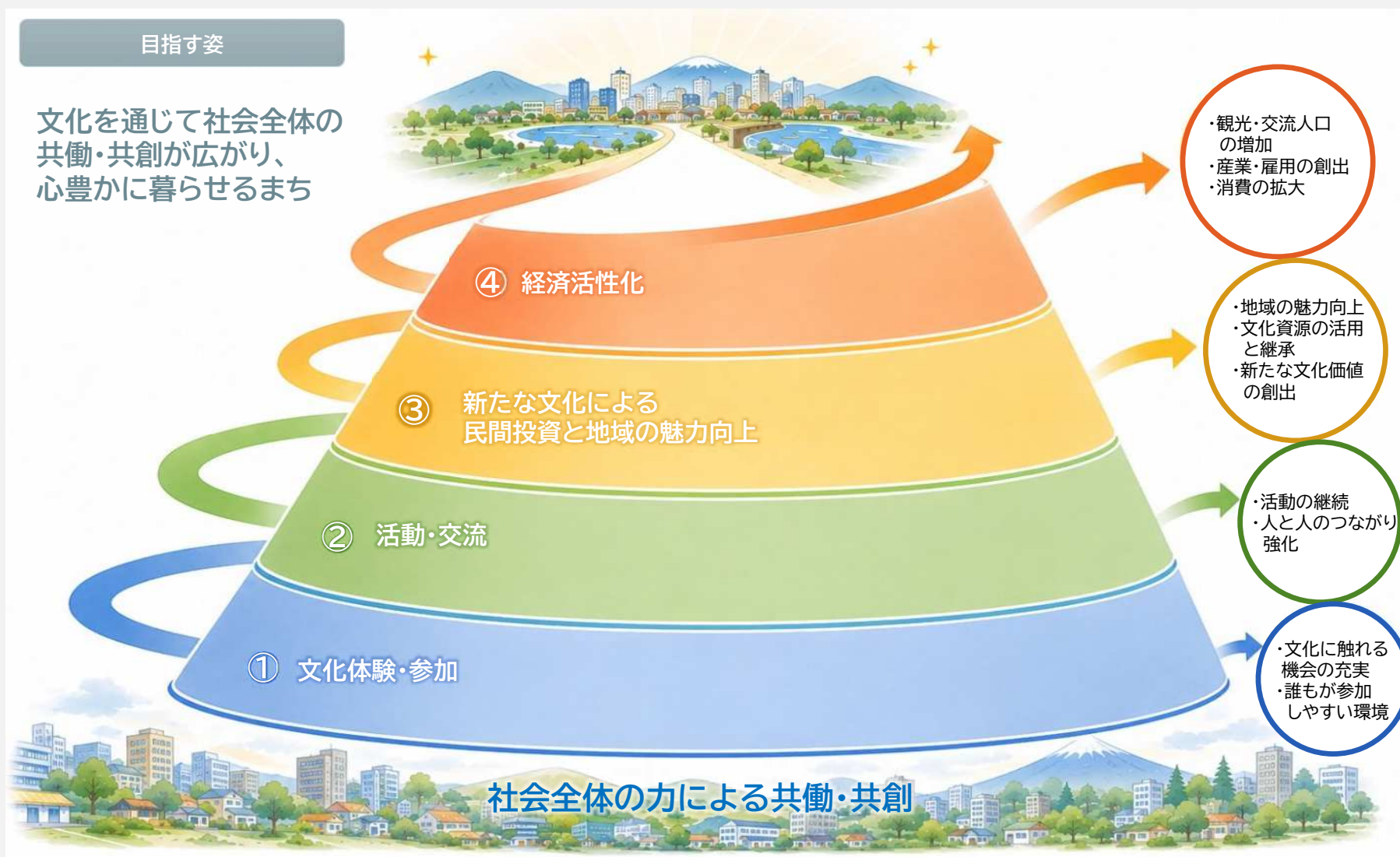
また、第5次静岡市総合計画の中でも、「**文化により心の豊かさと地域経済の活性化を実現する**」ことを目指しています。

このことから、本市においても、市民、文化団体、地域、企業、教育機関、行政など社会全体が共働・共創により、誰もが身近に文化に触れ、参加し、活動できる環境づくりを進めます。そして、文化を通じて人と人とのつながりや新たな価値を生み出し、一人ひとりが心豊かに暮らせるまちの実現を目指します。

## 5 計画による成果のイメージ

### 目指す姿

文化を通じて社会全体の  
共働・共創が広がり、  
心豊かに暮らせるまち



## 1 政策体系図

### 基本方針1 市民が文化に触れる環境を整え、感性を育みます KPI:文化により心が豊かになった割合

#### 施策の柱1 多彩な文化や魅力的な体験の提供

KPI:文化をきっかけに新しい文化体験や活動へ参加した割合

##### 基本施策1 誰もが多様な文化に参加し、人とつながる機会の提供

年齢や障がいの有無、国籍、居住地等にかかわらず、誰もが身近な場所で多様な文化に触れ、鑑賞・体験・参加できる機会を充実させます。また、文化を通じた交流を促進し、人と人とのつながりや地域への愛着を育みます。

##### 基本施策2 静岡市の地域文化や伝統文化の継承と活用

地域に受け継がれてきた歴史や伝統文化、文化財等を次世代へ継承するとともに、その魅力を広く発信し、文化資源として活用することで、市民の誇りや地域への愛着の醸成につなげます。

#### 施策の柱2 文化活動を支える環境づくり

KPI:文化を支える人材(ボランティア・コーディネーター・プロ等)の育成・参画人数

KPI:継続的に文化活動へ参加している人の割合

##### 基本施策3 次世代の活動者・担い手の育成

子どもや若者が文化に親しみ、自ら創造・発表する機会を充実させるとともに、文化活動を支える人材や次世代の担い手の育成を進め、持続可能な文化活動の基盤づくりを推進します。

##### 基本施策4 文化と人をつなぐ情報発信と環境整備

文化に関する情報を分かりやすく発信するとともに、文化活動に参加したい人と活動する人・団体をつなぐ仕組みや相談・支援体制の充実を図り、誰もが文化に参加しやすい環境を整備します。

##### 基本施策5 文化活動を続けられる場と機会の充実

文化施設や公共空間等を活用し、継続的に文化活動を行える場や発表・交流の機会を充実させます。また、多様な主体が活動しやすい環境を整え、文化活動を持続可能なものにしていきます。

### 基本方針2 文化を通じた感動体験により、経済活動を促し、民間投資を呼び込む好循環を生み出します KPI:市民・企業・団体が企画から参画した文化事業割合

#### 施策の柱3 地域・企業との連携・協働による新たな価値の創出

KPI:分野横断事業数

KPI:新規参画者数(市民・企業・団体)

##### 基本施策6 祭りやイベント、障がい者アート事業を通じた地域や企業との連携・協働と文化交流の推進

祭りやイベント、障がい者アート事業などを通じて、市民、地域団体、企業等の多様な主体が連携・協働する取組を推進します。文化をきっかけとした交流を広げることで、新たなつながりや地域の活力を創出します。

##### 基本施策7 分野横断による新たな価値創出、地域活性化

文化と観光、歴史、スポーツ、教育、福祉、産業など様々な分野との連携を推進し、新たな価値や魅力を創出します。また、文化を地域資源として活用し、地域経済の活性化や民間投資を呼び込む好循環を生み出します。

#### 施策の柱4 世界から注目される包括的な都市空間の形成

KPI:文化を通じて地域への愛着や誇りが高まった割合

##### 基本施策8 国際フェスティバルの開催と国際文化交流

国際的な文化イベントやアーティストとの交流を推進し、多様な文化に触れる機会を創出します。また、国内外へ静岡市の魅力を発信するとともに、国際文化交流を通じて都市ブランドの向上を図ります。

##### 基本施策9 市内に拠点を置くプロの交響団体・劇団との連携・協働

市内に拠点を置くプロの交響団体や劇団と連携し、質の高い文化芸術に触れる機会を充実させます。また、学校や地域へのアウトリーチ、公演等を通じて、市民が日常的に文化芸術を楽しめる環境づくりを進め、文化による都市の魅力向上につなげます。

## 2 基本方針

### 基本方針1 市民が文化に触れる環境を整え、感性を育みます

誰もが身近で多様な文化に触れ、鑑賞や参加、創造など、それぞれの関心やライフスタイルに応じた文化活動に取り組める機会を充実させるとともに、本市の歴史や伝統文化の継承、次代を担う人材の育成、文化活動を支える環境の充実を図ります。これらの取組を通じて、市民の豊かな感性を育むとともに、文化を支える人材の育成と文化活動の継続・発展を図り、市民が文化を通じて自分らしく心豊かに暮らせるまちの実現につなげます。

### 基本方針2 文化を通じた感動体験により、経済活動を促し、民間投資を呼び込む好循環を生み出します

市民、文化団体、地域、大学、企業、行政など多様な主体による共働・共創を進めるとともに、歴史や文化資源、文化施設、文化イベントなど本市の多彩な文化資源を活用し、分野横断的な連携による魅力ある文化事業を展開します。これらの取組を通じて、文化を通じた感動体験への共感や参画を広げ、文化活動を支える人材や企業、地域とのつながりを育むことで、民間投資や新たな価値創造につながる好循環を生み出し、持続可能な文化活動を推進します。

## 3 施策の柱

### 柱1 多彩な文化や魅力的な体験の提供

文化と出会う機会によって、感性を育んだり、日常と異なるコミュニティで様々な人がつながったりすることで文化に興味関心を持ち、心が豊かになる体験を得ることができる。

### 柱2 文化活動を支える環境づくり

市内の文化活動の活性化のためには、次世代の担い手や文化活動を行う人々を支援・育成する必要がある。文化活動の継続性を確保するために、ディレクターや指導者の育成・アーティスト活動基盤を整備することで、文化活動を続け、文化により活性化しているまちを目指す。

### 柱3 地域・企業との連携・協働による新たな価値の創出

分野を横断して繋がりを持つことで、より心豊かに過ごすことができるようになり、イベントなどで、地域の価値を高め活性化させる。また、大規模なイベントにおける投資や企業との連携・協働イベントの開催など行政と文化活動の協力関係を強化する。

### 柱4 世界から注目される包括的な都市空間の形成

本市を代表するイベントの一つである大道芸により培われてきたストリートパフォーマンスを強みとして、主にまちなかの公共的な空間を使い年齢・性別・国籍等の垣根を超えた文化創造活動を通じて、国際的な規模のイベントなどを開催し、都市の存在価値を高める。それにより、世界中の人々から選ばれ・訪れたくなり・住みたくなるまちを目指す。

## 補足

※今年度、文化政策課作成。課題の原因→原因の3段階追及→課題解決の方向性

2026.08.06第2回文化振興審議会 資料5

| 政策                                     | 現状と課題                                                                                                                | 原因                        | なぜの追求                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 解決の方向性                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 多様な文化に触れ、体験し、文化を身近に感じて関わることをできるまことにします | 市民意識調査によれば、文化活動を通じた人とのつながりは心を豊かにするがその機会が十分ではないと感じる人の割合が高い。<br>文化活動の拠点となる市の文化施設では、修繕やユニバーサルデザイン化、予約のしやすさなどへの対応が不十分である | 原因①<br>誰もが文化芸術を享受できる機会が不足 | ① <u>日常的な文化芸術に触れる機会の不足</u><br>個人的な鑑賞は行われているものの、地域で多様な文化芸術に日常的に触れる機会が十分ではない。<br>② <u>文化芸術機会の偏在</u><br>文化芸術事業がイベント型に偏り、特定の時期や場所に機会が集中しているため、継続的に触れる機会が十分ではない。<br>③ <u>継続的に提供する仕組みが不足</u><br>地域や民間と連携し、文化芸術を継続的・面的に提供する仕組みや運営体制が十分に整っていない。                                                                                                | ・文化施設に加え、公共空間や商業施設、学校等を活用し、日常生活の中で継続的に文化芸術に触れられる環境を整備する。<br>・地域資源を横断的に活用し、文化芸術に触れる機会の拡充と回遊性の向上を図る。                                                                                                         |
|                                        |                                                                                                                      | 原因②<br>誰もが文化芸術活動しやすい環境の不足 | ① <u>活動機会の提供が不十分</u><br>文化芸術活動に関する情報が十分に届いておらず、市民が活動に参加・参画する機会が限られている。<br>② <u>継続的な参加機会の創出が不十分</u><br>文化施設や支援の仕組みが多様なニーズに十分対応できておらず、継続して活動に参加できる環境が十分ではない。<br>③ <u>活動を支える体制の構築が不十分</u><br>コーディネーターや支援機能、次世代の担い手育成など、継続的な文化芸術活動を支える体制が十分に整っていない。                                                                                        | ・活動・発表機会の充実と情報発信の強化により、市民や文化団体の主体的な活動を促進する。<br>・団体や個人をつなぐ仕組みや中間支援機能を強化し、継続的な文化芸術活動を支える体制を整備する。<br>・文化施設の機能向上と、多様な利用者ニーズに対応した環境整備を進める。                                                                      |
|                                        |                                                                                                                      | 原因③<br>社会全体での共働・共創の不足     | ① <u>共働・共創の仕組みの不足</u><br>文化を軸とした分野横断的な連携や、創出した価値を地域経済や新たな文化創造につなげる循環的な仕組みが十分に整っていない。<br>② <u>主体間・分野間の連携不足</u><br>行政、団体、民間事業者等の連携や、文化資源の分野横断的な活用が十分でなく、取組の相乗効果が発揮されていない。<br>③ <u>民間参画を促す仕掛けの不足</u><br>民間事業者が文化を通じた共働・共創に参画しやすい仕組みや機運づくりが十分ではない。<br>④ <u>文化資源の価値・魅力に対する認知・共感の不足</u><br>多様な文化資源の価値や魅力が、市民や企業、とりわけ若年層や子育て世帯に十分認知・共感されていない。 | ・多様な文化資源を分野横断的に活用し、新たな魅力を創出するとともに、若者に選ばれる文化都市を形成する。<br>・観光、教育、産業、福祉等との連携を推進し、文化活動の裾野拡大と都市の発信力向上を図る。<br>・官民連携による事業展開やビジネス機会の創出を進め、民間事業者の参画・投資を促進する。<br>・文化活動で生まれた価値を地域経済へつなげ、その成果を文化へ還元することで、文化と経済の好循環を創出する |

## 1 成果指標

|   |                                       |                                                        |       |
|---|---------------------------------------|--------------------------------------------------------|-------|
| 1 | 文化により心が豊かになった割合                       | 目指す姿そのもの<br>「文化を通じて自分らしく心豊かに暮らせるまち」これを直接測る指標           | 基本方針1 |
| 2 | 文化をきっかけに新しい文化体験や活動へ参加した割合             | 新たな参加者・分野への広がり、文化活動への興味関心                              | 施策の柱1 |
| 3 | 文化を支える人材(ボランティア・コーディネーター・プロ等)の育成・参画人数 | 環境整備的方面での持続可能性                                         | 施策の柱2 |
| 4 | 継続的に文化活動へ参加している人の割合                   | 文化活動へ参加してみて、また参加したいと思った、ボランティア参加したいと思った割合(次世代の担い手の可能性) | 施策の柱2 |
| 5 | 市民・企業・団体が企画から参画した文化事業割合               | 目指す姿である、社会全体の力による共働・共創を評価                              | 基本方針2 |
| 6 | 分野横断事業数                               | 文化×観光、文化×スポーツ、文化×教育、文化×福祉、文化×産業                        | 施策の柱3 |
| 7 | 新規参画者数(市民・企業・団体)                      | 分野横断の取り組みによる文化活動の参画にかかる興味関心                            | 施策の柱3 |
| 8 | 文化を通じて地域への愛着や誇りが高まった割合                | 都市ブランド、シビックプライド                                        | 施策の柱4 |

○静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例

平成28年 3 月18日

条例第21号

芸術文化、歴史文化に代表される文化は、人に楽しさや感動を与え、安らぎや生きる喜びをもたらすだけでなく、豊かな人間性や感性を育むために必要なものです。

また、文化の持つ創造性や、地域の文化資源は、観光、産業、教育等の様々な分野において、活力にあふれる豊かなまちを生み出すちからとなります。

静岡市は、南アルプスから駿河湾に至る広大な市域と豊かな自然環境に恵まれ、歴史的にも東西交通の要衝として栄えてきました。加えて、国の特別史跡である登呂遺跡が稲作農耕文化の姿を今に伝える弥生時代、今川義元公がこの地で今川文化を開花させた戦国時代、徳川家康公の大御所政治の下、ヨーロッパ諸国の外交団を迎えるなど、わが国の政治経済の中心地となるとともに、静岡浅間神社や国宝久能山東照宮の造営に全国の名工が集まり匠の技を競った江戸時代と、古代から近世を通じて、文化の要衝として栄えてきたまちでもあり、独自の文化を生み出してきました。

一方で、羽衣伝説を今に伝える三保松原が、芸術の源泉と信仰の対象として世界文化遺産に登録された富士山の構成資産として認められ、本市が持つ文化資源が再認識される契機となりました。また、街かどで表現される演劇、音楽、大道芸などが本市特有の文化として定着するとともに、文化施設を核とした様々な文化的取組が生まれています。

このような、本市が誇るべき豊かな自然や歴史の下に創り、育み、守ってきた多彩で貴重な文化資源を市民共通の財産として最大限に活用し、広く発信すれば、国内外から多くの人々が訪れ、まちににぎわいが生まれます。それは、市民一人ひとりがまちに誇りと愛着を持ち、高い意識の下、さらに先の次元を目指して文化を創造することのできる、元気と魅力にあふれたまちの実現にもつながります。

そこで私たちは、市民、文化団体、事業者、教育機関、市が互いに連携しながら、本市の多彩な文化の調和、創造、発展を進め、文化のちからによりまちににぎわいを生み出し活力ある文化都市しずおかを創造・発信することにより、国内外から多くの人々を集め、訪れる人、住む人を魅了する求心力の高いまちの実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、芸術文化及び歴史文化に代表される市の文化の振興に関し、基本理念を定め、市民、文化団体、事業者、教育機関及び市の責務を明らかにするとともに、文化の振興のための施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ持続的な文化の振興を図

り、もって個性豊かな文化の創造及び文化を活かした交流による活力あふれるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 芸術文化 芸術（音楽、美術、演劇、文学、舞踊、写真、映画その他の芸術をいう。）に関する文化をいう。

(2) 歴史文化 伝統芸能（能楽、歌舞伎その他のわが国古来の伝統的な芸能をいう。）、茶道、華道、書道その他これらに類するもの及び歴史上の意義を有する事象に関する文化をいう。

(3) 文化活動 文化を創造し（芸術作品の創造及び発表を含む。）、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援する活動をいう。

(4) 市民 市内に居住し、通学し、若しくは通勤し、又は市内において文化活動を行うものをいう。

(5) 文化団体 文化活動を行う法人その他の団体をいう。

(6) 事業者 市内において事業活動を行う全てのものをいう。

(基本理念)

第3条 文化の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 市民の自主性及び創造性が尊重されること。

(2) 市民が常に文化に関する意識の高揚に努め、等しく文化活動を行うことができる環境の下に行われること。

(3) 豊かな自然環境、歴史及び風土に培われてきた本市の文化が、市民の共通の財産として認識されるよう配慮されること。

(4) 次代を担う子どもに対する支援や人材の育成が図られること。

(5) 市民が誇りと愛着を持ち、守り育ててきた特色ある文化が尊重され、その活用が図られること。

(6) 本市の文化を国内外へ発信することにより、文化を活かした交流促進が図られること。

(7) 各主体がそれぞれの責務にのっとり、相互に連携し、及び協働して文化活動が行われること。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化の担い手としてその活力及び創意を生かしつつ、常に文化に関する意識の高揚を図り、文化活動に自主

的かつ主体的に取り組むよう努めるものとする。

（文化団体の責務）

第5条 文化団体は、基本理念にのっとり、市民が充実した文化活動を行うための環境を整え  
るとともに、文化活動を担う人材を育成するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、文化活動への支援を積極的に行うとともに、当該事  
業者の事業活動を通じて文化活動を振興するよう努めるものとする。

（教育機関の責務）

第7条 教育機関は、基本理念にのっとり、専門知識等を活用して文化活動を支援し、及び専  
門知識を有する人材を育成するとともに、次代を担う子どもに対し文化活動への親しみを抱  
かせるための支援を行うよう努めるものとする。

（市の責務）

第8条 市は、基本理念にのっとり、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する  
ものとする。

2 市は、文化の振興に関する施策を行うに当たっては、観光、産業、教育その他の行政分野  
の施策との連携を図るものとする。

3 市は、文化の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を行うよう努めるも  
のとする。

（文化振興計画）

第9条 市は、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化の振興に関  
する計画（以下「文化振興計画」という。）を策定するものとする。

2 文化振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）文化の振興に関する目標、方針及び方策に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、文化の振興に関する施策の推進に関すること。

（歴史文化に関する資源の活用）

第10条 市は、文化財その他の歴史文化に関する資源を保護するとともに、当該資源を観光資  
源として活用し、その魅力を国内外に発信するものとする。

（特徴的な芸術文化の継承、発展及び活用）

第11条 市は、本市において生まれ、形成された本市を特徴づける街かどで表現される演劇、  
音楽、大道芸その他の芸術文化の継承及び発展を図るとともに、当該芸術文化を活用し、交  
流の活性化を図るものとする。

(交流の活性化に資する文化事業の開催等の推進)

第12条 市は、文化を通じて交流の活性化を図るため、市民その他の多くの人々が文化活動を行うことができる文化事業の開催及び誘致を推進するものとする。

(国際的な催しにおける市の芸術文化の紹介)

第13条 市は、文化を通じて交流の活性化を図るため、国際的な催しに際し、市の芸術文化を紹介する取組を推進するものとする。

2 市は、前項の取組の推進に当たっては、国、静岡県、他の地方公共団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。

(文化を享受する機会の拡大)

第14条 市は、年間を通じて、市民その他の多くの人々が多様な文化を享受することができるよう、文化を鑑賞し、体験し、及び文化活動の成果を発表する機会の拡大を図るものとする。

(子どもに対する文化教育の充実等)

第15条 市は、子どもの文化に関する感性を磨き、その表現力を高めるため、教育機関等と連携して、学校、地域その他の場所における文化に関する教育を充実させ、及び子どもの文化活動が積極的に行われるための支援を行うものとする。

(文化活動の担い手の育成等)

第16条 市は、市民が文化活動を将来にわたり行うことができる環境を充実させるため、文化団体等と連携して、文化活動の担い手の発掘、育成及び支援を行うものとする。

(市民及び文化団体等の顕彰)

第17条 市は、市の芸術文化の振興と向上に寄与する優れた業績を挙げ、将来その一層の発展が望まれる市民及び文化団体等の顕彰を行うものとする。

(伝統的な文化の保存及び継承)

第18条 市は、伝統芸能その他のわが国古来の伝統的な文化に対する誇りと愛着を市民が持つことができるよう必要な措置を講ずるとともに、その保存及び継承に努めるものとする。

(文化に関する情報を発信する機会の充実)

第19条 市は、文化を通じた交流の活性化を図るとともに、市民の自主的かつ主体的な文化活動を支援するため、文化に関する情報を発信する機会の充実を図るものとする。

(静岡市文化振興審議会)

第20条 文化の振興に関する市の施策の総合的な推進を図るため、静岡市文化振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第21条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 文化振興計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 文化振興計画の目標の達成度及び効果の検証及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化の振興に関する重要な事項  
(組織)

第22条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 文化団体を代表する者
- (2) 学識経験者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 市民

3 市長は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長は、審議会の会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第26条 審議会の庶務は、観光文化・市民局において処理する。

(令 8 条例 4 ・ 一部改正)

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 2 月20日条例第 4 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

### 前文(案)

このような、本市が誇るべき豊かな自然や歴史の下に創り、育み、守ってきた多彩で貴重な文化資源は、市民共通の財産であり、人々の心を豊かにするとともに、地域の個性や魅力を形成する大切な力となっています。また、文化は、人々の感性や創造性を育み、多様な主体の関わりによって新たな価値を生み出し、地域社会の発展を支える力となります。

そこで私たちは、市民、文化団体、事業者、教育機関、市が互いに連携しながら、本市の多彩な文化を尊重し、守り、育み、創造し、次世代へ継承していくことで、文化の力が市民生活を豊かにし、魅力ある地域社会の形成につなげることを決意し、この条例を制定します。

### 定義(案)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)文化 文化芸術基本法第8条から14条に規定されるものをいう。

(2)文化活動 文化を創造し(芸術作品の創造及び発表を含む。)、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援する活動をいう。

(3)市民 市内に居住し、通学し、若しくは通勤し、又は市内において文化活動を行うものをいう。

(4)文化団体 文化活動を行う法人その他の団体をいう。

(5)事業者 市内において事業活動を行う全てのものをいう。

| 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(略)</p> <p>このような、本市が誇るべき豊かな自然や歴史の下に創り、育み、守ってきた多彩で貴重な文化資源を市民共通の財産として最大限に活用し、広く発信すれば、国内外から多くの人々が訪れ、まちににぎわいが生まれます。それは、市民一人ひとりがまちに誇りと愛着を持ち、高い意識の下、さらに先の次元を目指して文化を創造することのできる、元気と魅力にあふれたまちの実現にもつながります。</p> <p>そこで私たちは、市民、文化団体、事業者、教育機関、市が互いに連携しながら、本市の多彩な文化の調和、創造、発展を進め、文化のちからによりまちににぎわいを生み出し活力ある文化都市しずおかを創造・発信することにより、国内外から多くの人々を集め、訪れる人、住む人を魅了する求心力の高いまちの実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 芸術文化 芸術（音楽、美術、演劇、文学、舞踊、写真、映画その他の芸術をいう。）に関する文化をいう。</p> <p>(2) 歴史文化 伝統芸能（能楽、歌舞伎その他のわが国古来の伝統的な芸能をいう。）、茶道、華道、書道その他これらに類するもの及び歴史上の意義を有する事象に関する文化をいう。</p> <p>(3) 文化活動 文化を創造し（芸術作品の創造及び発表を含む。）、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援する活動をいう。</p> <p>(4) 市民 市内に居住し、通学し、若しくは通勤し、又は市内において文化活動を行うものをいう。</p> <p>(5) 文化団体 文化活動を行う法人その他の団体をいう。</p> <p>(6) 事業者 市内において事業活動を行う全てのものをいう。</p> | <p>(略)</p> <p>このような、本市が誇るべき豊かな自然や歴史の下に創り、育み、守ってきた多彩で貴重な文化資源<u>は、市民共通の財産であり、人々の心を豊かにするとともに、地域の個性や魅力を形成する大切な力となっています。また、文化は、人々の感性や創造性を育み、多様な主体の関わりによって新たな価値を生み出し、地域社会の発展を支える力となります。</u></p> <p>そこで私たちは、市民、文化団体、事業者、教育機関、市が互いに連携しながら、本市の多彩な文化<u>を尊重し、守り、育み、創造し、次世代へ継承していくことで、文化の力が市民生活を豊かにし、魅力ある地域社会の形成につなげることを決意し、</u>この条例を制定します。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 文化 文化芸術基本法第8条から14条に規定されるものをいう。</u></p> <p><u>(2) 文化活動 文化を創造し（芸術作品の創造及び発表を含む。）、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援する活動をいう。</u></p> <p><u>(3) 市民 市内に居住し、通学し、若しくは通勤し、又は市内において文化活動を行うものをいう。</u></p> <p><u>(4) 文化団体 文化活動を行う法人その他の団体をいう。</u></p> <p><u>(5) 事業者 市内において事業活動を行う全てのものをいう。</u></p> |

（芸術の振興）

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平二九法七三・一部改正）

（メディア芸術の振興）

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平二九法七三・一部改正）

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平二九法七三・一部改正）

（芸能の振興）

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平二九法七三・一部改正）

（生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平二九法七三・一部改正）

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興等）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平二九法七三・一部改正）